令和８年（フ）第１２３０号
名古屋市中区千代田４丁目１番20号　ラフィシア上前津218号、受任通知書上の旧住所名古屋市中区富士見町17―５　エスリード上前津ＬＩＶＩＡ702
破産者　向山　佳明
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２９３号
愛知県知多郡武豊町字山ノ神103番地３　グランハイムＡ棟102号、従前の住所愛知県知多郡武豊町字楠１丁目108番地８
破産者　蜂須賀海秀
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３１４号
名古屋市中村区畑江通７丁目４番地の１　グリーンハイツ畑江401号
破産者　鶏酒房彦やこと　岡　　孝彦
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５６８号
名古屋市緑区黒沢台２丁目2526番地、従前の住所名古屋市天白区高島２丁目1801番地　ライオンズマンション島田高島公園303号
破産者　木下真菜美
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６０１７号
大阪府吹田市天道町15番５―101号
破産者　下釜　良一
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１５号
埼玉県鴻巣市郷地592番地23、開始決定時の住所神戸市中央区二宮町４丁目２―３　サンヴィラ三宮606（開始決定時の住民票上の住所）東京都八王子市寺田町432番地　グリーンヒル寺田　７―２
破産者　伊藤　和明
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６３号
神戸市須磨区神の谷６丁目３番110―501号
破産者　今井　英一郎
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３９号
神戸市長田区萩乃町３丁目１番10号　102号、申立時の住所神戸市北区中里町１丁目８番地の75
破産者　大鳥居元和
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５９号
神戸市中央区東川崎町５丁目１番１―308号、従前の住所神戸市東灘区岡本１丁目２番27―204号
破産者　中西　円香
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３８２号
神戸市垂水区西舞子９丁目９番37号、従前の住所神戸市中央区花隈町８番19号　ケンコーハイツ603
破産者　真鍋　重幸
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７２３号
岡山市北区田中102番地103　407号、旧住所岡山市東区瀬戸町万富425番地２、岡山市北区津島笹が瀬３―28リベール津島プレミアム201号、岡山市中区雄町553
破産者　山﨑　賢二
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９８６号
広島市南区段原２丁目14番22―402号、開始決定時の住所広島市中区袋町６番42号　深井ビル５Ｆ
破産者　井澤　顕彦
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７２号
広島県福山市能島二丁目18番11号
破産者　藤本　拓人
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１０５号
広島県福山市松永町六丁目16番28―103号
破産者　酒場Ｔａｋこと　宮本　達也
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１１１号
広島県福山市引野町四丁目16番９―305号、旧住所広島県福山市日吉台二丁目32番１―604号　エバーグリーン日吉台
破産者　増井　理伸
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１号
山口県熊毛郡平生町大字曽根239番地
破産者　竹田　健次
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部